

誰一人として取り残されることがないように

避難行動要支援者名簿に登録しませんか

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

近年の大規模災害における犠牲者の多くは、高齢者や障害者などの「災害時要援護者」です。

町ではそのような方の情報を事前に「避難行動要支援者」として名簿登録し、自治会・自主防災組織・民生委員児童委員などと共有することで、災害対策に役立てています。

災害が起こったとき、地域内での避難支援活動を円滑に行うためには、自治会等を中心とした近隣の助け合いが必要です。常日頃からの災害時要援護者の所在把握や避難支援の体制づくりに取り組むことが、地域の防災・減災につながります。

名簿登録

● 名簿登録対象者

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定に
おいて要介護3以上の判定を受けている者

④ 身体障害者のうち障害者手帳を有する者で、障害の程度が1級または2級の者

⑤ 知的障害者のうち療育手帳を有する者で、障害の程度がA判定の者

⑥ 精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者

⑦ 特定疾患医療受給者証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児

①～⑦のいずれかに該当する方で、かつ次の項目に該当の方が対象です。

- ・ 在宅の者であつて、災害時に自力避難が困難な方
- ・ 自身の避難支援に係る個人情報や自治会などへ提供することに同意した方

● 登録申請の方法

まずは次のいずれかにご連絡ください。ご連絡いただいた後、町から調査員が自宅を訪問し、申請書の作成をお手伝いした上で登録を行います。

- ・ やすらぎ福祉課（金屋庁舎）
- ・ 自治会
- ・ 民生委員児童委員
- ・ 自主防災組織代表者

※既に登録済みの方は再登録不要です。

地域の絆で要援護者を守ろう

個別避難支援計画（個別計画）の作成

災害時要援護者台帳に登録されている災害時要援護者のうち、家族以外の第3者の支援がなければ自力避難が困難とされる在宅者を個別計画対象要援護者とし、個別計画を作成します。

個別計画とは、個別計画対象要援護者に避難情報などを伝えたり、避難所までの支援を誰がするのかを事前に定め、避難支援を迅速に行うためのものです。

● 個別計画作成方法

個別計画対象要援護者と自治会・民生委員児童委員・自主防災組織等が相談しながら個別計画を作成します。

ご理解をお願いします

この制度は、あくまで地域住民が共に助け合う「共助」のもとに行われます。

災害時には避難支援者も多く被災することが考えられ、必ず支援が受けられるとは限らず、支援する方が責任を負うものではありません。

黄色い旗をご存じですか

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

災害が発生したとき、町民の皆さまには避難をお願いすることがあります。有田川町では、災害が発生し避難する際、家族全員が無事に避難したことを周囲に伝えるために「黄色い旗」の使用をお願いしています。

家族全員で避難をする際、玄関先の分かれるところに黄色い旗を立ててください。逆に、旗の立っていない世帯には声をかけて避難を促しましょう。

転入などで黄色い旗をお持ちでない方は、やすらぎ福祉課（金屋庁舎）までお問い合わせください。

